

令和2年度

監 査 集 録

大和市監査委員

ま え が き

地方自治法の改正により、令和2年4月から各地方公共団体の監査委員が監査基準を定め、その監査基準に従い監査を実施することとされたため、本市においても新たに大和市監査基準を策定しました。

令和2年度の監査は、同基準に準拠して実施し、その結果については、その都度、市長、市議会議長、その他関係機関に報告し、公表してきました。

つきましては、これらの中から定期監査、財政援助団体等の監査の結果を集録しましたので、事務事業の執行の際に参考とされますようお願いいたします。

監査の結果は、全般的におおむね適正と認められましたが、一部の事務処理には適正を欠く事項も見受けられました。今後の予算執行及び事業の管理については、一層の適正化・効率化に取り組み、市民福祉の増進に努められることを要望します。

令和3年4月

大和市監査委員 木 原 英 和

大和市監査委員 鳥 淵 優

目 次

第 1	定期監査の対象	1
第 2	定期監査の実施	1
1	監査の実施方針	1
2	監査実施期間	1
3	監査委員	1
第 3	定期監査の結果	2
1	監査の結果	2
2	指摘事項	3
3	報告事項	6
4	改善事項	9
5	総 括	9
6	各部局の定期監査結果	
○	市長室（令和 2 年 4 月 27 日）	10
○	政策部（令和 2 年 4 月 27 日）	11
○	消防本部・消防署（令和 2 年 4 月 27 日）	11
○	公平委員会事務局（令和 2 年 5 月 29 日）	12
○	総務部（令和 2 年 5 月 29 日）	12
○	文化スポーツ部（令和 2 年 6 月 24 日）	13
○	市立病院（令和 2 年 7 月 16 日）	14
○	選挙管理委員会事務局（令和 2 年 9 月 28 日）	15
○	こども部（令和 2 年 9 月 28 日）	15
○	小学校・中学校（令和 2 年 10 月 29 日）	17
○	教育部（令和 2 年 10 月 29 日）	17
○	会計課（令和 2 年 11 月 26 日）	18
○	健康福祉部（令和 2 年 11 月 26 日）	18
○	街づくり計画部（令和 2 年 12 月 24 日）	20

○ 議会事務局（令和 3 年 1 月 29 日）	2 0
○ 市民経済部（令和 3 年 1 月 29 日）	2 1
○ 都市施設部（令和 3 年 2 月 24 日）	2 2
○ 監査事務局（令和 3 年 3 月 26 日）	2 3
○ 農業委員会事務局（令和 3 年 3 月 26 日）	2 4
○ 環境農政部（令和 3 年 3 月 26 日）	2 4
資料 令和 2 年度定期監査における項目別指摘事項一覧	2 6
第 4 財政援助団体等の監査	2 8

第1 定期監査の対象

令和2年度定期監査の対象は、全ての市機関20部局である。

第2 定期監査の実施

1 監査の実施方針

令和2年度の定期監査の執行にあたっては、監査基準に基づき定められた監査計画における基本方針のもと、効率的かつ効果的に行うよう常に心がけ実施した。

また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、合理性、正確性、安全性を主眼に検証を行うとともに、事務事業がそれぞれ計画のもと適切な内容、規模をもって経済的、効率的に管理運営がなされているか、事務執行が適正になされているかについて検証した。

2 監査実施期間

令和2年4月から令和3年3月まで

3 監査委員

木原 英和（平成25年6月 3日就任）

古谷 田 力（令和 元年5月10日就任）
（令和 2年5月 7日退任）

鳥 渕 優（令和 2年5月 8日就任）

なお、木原英和監査委員及び鳥渕優監査委員は、それぞれに直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第3 定期監査の結果

1 監査の結果

令和2年度の監査の結果は、指摘事項26件、報告事項132件、改善事項0件であった。前年度との比較は以下の表のとおりである。

(監査結果)

事項 \ 年度	令和2年度 監査 (件数)	令和元年度 監査 (件数)
指摘事項	26	29
報告事項	132	132
改善事項	0	—

監査の結果における判定にあたっては、令和2年4月から従前の監査結果処理基準（平成30年4月改正）に「改善」を追加し、別表の基準に基づいて決定した。

(別表)

監査結果処理基準（監査事務処理要領抜粋）

区分	内 容	公表の有無
指摘	次のいずれかに該当すると認められる事案 ① 法律に違反すると認められるもの ② 予算目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が適切を欠くと認められるもの ⑤ 前回までの監査で報告事項又は注意事項となっているものであって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの	公表する
報告	指摘事項の①から④までに掲げる事案のうち、次のいずれかに該当すると認められるもの（ただし、市に実損を生じさせたものを除く） ア 過誤の金額が1万円未満のもの（単純な計算誤り等その原因が軽易なものに限る。） イ 調定時期、支払時期等の遅延が3ヶ月以内のもの ウ その他事務処理の誤り等の程度が上記に類すると認められるもの	公表しない
改善	次のいずれかに該当すると認められる事案 ア 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められるもの イ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの	

2 指摘事項

令和2年度の指摘事項は26件で、前年度に比べ3件（10.3%）減少している。

項目別の内訳をみると、件数が多いものは収入調定事務、行政財産の目的外使用許可事務で、それぞれ6件である。指摘事項の主な内容は、調定時期等の遅延が3ヶ月を超えたものや金額等が誤っていたものである。

指摘事項を部局別にみると、最も多かったのはこども部の8件であり、前年度に比べ3件減少している。また、次に多かった都市施設部は5件であり、前年度に比べ2件増加している。

なお、詳細については、26、27ページに項目別指摘事項一覧を掲載しているので、ご参照いただきたい。

(1) 項目別年度内訳

年 度 項 目	令和2年度監査		令和元年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予 算 執 行 事 務	0 件	0.0 %	9 件	31.0 %	△9 件	皆減 %
収 入 調 定 事 務	6	23.1	4	13.8	2	50.0
契 約 事 務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財 産 管 理 事 務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
備 品 管 理 事 務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
補 助 金 等 交 付 事 務	1	3.8	1	3.4	0	0.0
諸 手 当 等 の 支 給 事 務	0	0.0	1	3.4	△1	皆減
行 政 財 産 の 目 的 外 使 用 許 可 事 務	6	23.1	4	13.8	2	50.0
そ の 他	13	50.0	10	34.5	3	30.0
計	26	100.0	29	100.0	△3	△10.3

(注) 構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	対象課等 の 数	令和2年度監査		令和元年度監査	
		課の数	件数	課の数	件数
市 長 室	4	0	0	2	2
政 策 部	5	1	1	0	0
総 務 部	8	1	1	0	0
市 民 経 済 部	6	2	2	1	1
環 境 農 政 部	6	1	1	2	3
健 康 福 祉 部	7	1	1	2	2
こ ど も 部	4	2	8	2	11
文 化 ス ポ ー ツ 部	5	0	0	1	2
街 づ く り 計 画 部	4	0	0	0	0
都 市 施 設 部	6	1	5	2	3
会 計 課	1	0	0	0	0
公 平 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
監 査 事 務 局	1	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
教 育 部	6	1	1	1	1
小 学 校 ・ 中 学 校	7	0	0	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	6	1	4	0	0
市 立 病 院	3	2	2	1	4
計	83	13	26	14	29

(注) 「対象課等の数」は、監査実施日における数である。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

(3) 部局別項目別件数内訳（令和2年度監査）

部 局 \ 項 目	予 算 執 行 事 務	収 入 調 定 事 務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 付 事 務	補 助 金 等	支 給 事 務	諸 手 当 等 の	外 使 用 許 可 事 務	行 政 財 産 の 目 的	そ の 他	計
市 長 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政 策 部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総 務 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
市 民 経 済 部	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
環 境 農 政 部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
健 康 福 祉 部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
こ ど も 部	0	1	0	0	0	1	0	0	5	1	0	0	8
文 化 ス ポ ー ツ 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
街 づ く り 計 画 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都 市 施 設 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
会 計 課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
小 学 校 ・ 中 学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
市 立 病 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
計	0	6	0	0	0	1	0	0	6	13	0	0	26

3 報告事項

令和2年度の報告事項は132件で、前年度と同数であった。項目別の増減内訳をみると、前年度に比べ、契約事務が20件、予算執行事務と財産管理事務が7件それぞれ減少し、収入調定事務が10件、その他の事務が32件それぞれ増加している。報告事項の主な内容は、納入通知が遅延し、納入期限の指定に誤りのあるものが52件、調定書、補助金交付決定通知書等に決裁がないものや、公印使用承認欄に押印がないものが51件あった。

報告事項を部局別にみると、最も多かったのは都市施設部の54件で、そのうち52件は前述した納入通知が遅延し、納入期限の指定に誤りのあるものである。前年度に比べ、市立病院は27件から1件に、消防本部・消防署は10件から1件にそれぞれ減少し、都市施設部は9件から54件に、教育部は8件から18件にそれぞれ増加している。

(1) 項目別年度内訳

年度 項目	令和2年度監査		令和元年度監査		対前年度比較	
	件数	構成率	件数	構成率	比較増減	増減率
予算執行事務	4 件	3.0 %	11 件	8.3 %	△7 件	△63.6 %
収入調定事務	28	21.2	18	13.6	10	55.6
契約事務	4	3.0	24	18.2	△20	△83.3
財産管理事務	0	0.0	7	5.3	△7	皆減
備品管理事務	0	0.0	0	0.0	0	0.0
補助金等交付事務	1	0.8	4	3.0	△3	△75.0
諸手当等の支給事務	2	1.5	5	3.8	△3	△60.0
行政財産の目的外 使用許可事務	12	9.1	14	10.6	△2	△14.3
その他	81	61.4	49	37.1	32	65.3
計	132	100.0	132	100.0	0	0.0

(注) 構成率等については、四捨五入のため合計が一致しない場合がある。

(2) 部局別年度内訳

監 査 対 象 部 局	対象課等 の 数	令和2年度監査		令和元年度監査	
		課の数	件数	課の数	件数
市 長 室	4	1	1	1	2
政 策 部	5	1	1	2	6
総 務 部	8	1	2	2	7
市 民 経 済 部	6	3	12	4	9
環 境 農 政 部	6	3	14	2	10
健 康 福 祉 部	7	5	7	4	6
こ ど も 部	4	2	13	4	16
文 化 ス ポ ー ツ 部	5	2	2	2	7
街 づ く り 計 画 部	4	2	3	3	11
都 市 施 設 部	6	1	54	5	9
会 計 課	1	0	0	0	0
公 平 委 員 会 事 務 局	1	0	0	0	0
議 会 事 務 局	1	1	1	1	2
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	1	0	0	1	2
監 査 事 務 局	1	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	1	1	2	0	0
教 育 部	6	3	18	3	8
小 学 校 ・ 中 学 校	7	0	0	0	0
消 防 本 部 ・ 消 防 署	6	1	1	2	10
市 立 病 院	3	1	1	1	27
計	83	28	132	37	132

(注) 「対象課等の数」は、監査実施日における数である。また、小学校・中学校については、対象とした学校の数である。

(3) 部局別項目別件数内訳 (令和2年度監査)

項目 部局	予算 執行 事務	収入 調定 事務	契 約 事 務	財 産 管 理 事 務	備 品 管 理 事 務	交 付 事 務	補 助 金 等	支 給 事 務	諸 手 当 等 の	外 使 用 許 可 事 務	行 政 財 産 の 目 的	そ の 他	計
市長室	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
政策部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総務部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
市民経済部	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	12
環境農政部	1	11	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	14
健康福祉部	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	2	0	7
こども部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	9	0	13
文化スポーツ部	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
街づくり計画部	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3
都市施設部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	54
会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
選挙管理委員会 事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
教育部	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4	9	0	18
小学校・中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防本部・消防署	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
市立病院	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	4	28	4	0	0	1	2	12	81	132			

4 改善事項

令和2年度から「事務の適正性」を確保するため、改善・見直しが必要と認められる事案については、改善事項として指導することとした（監査結果処理基準に改善事項を追加）。

令和2年度の改善事項は0件であった。

5 総括

令和2年度の定期監査では、前年度と比べ指摘事項は3件減少し、報告事項は同数で、全体では3件減少した結果となった。

内容としては、調定書、補助金交付決定通知書等に決裁がないものや公印使用承認欄に押印がないものが51件で、前年度の26件からほぼ倍増しており、基本的な事務処理の誤りが是正されていない状況となっている。

特に当年度は、年度当初に定期的に行われる事務において、納入通知が遅延し、納入期限の指定に誤りのあるものが52件あった。事務処理の進捗状況等について、複数の職員による確認体制を強化するなど、より一層の事務改善を望むものである。

また、調定期間等が遅延しているものなど、調定に関する誤りが23件、配当された予算の範囲を超えて支出負担行為を行っているものなど、支出負担行為に関する誤りが4件あり、予算執行に関する事務処理の誤りが依然として多く見受けられた。財務会計に関する事務の基本的事項を遵守し、財務会計システムを活用した適正な予算の執行管理を徹底する必要がある。

各部局においては、監査における指摘・報告事項に基づいて改善や是正が図られているところであるが、引き続き研修等の実施やマニュアル・手順書等の更なる充実を図るとともに、今後も、関係法令及び財務関係諸規定の十分な理解と適正な事務の確保について、より一層努めていただきたい。

6 各部署の定期監査結果

(定期監査の共通事項)

- 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）

- 主な着眼点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・ 契約内容は適切か
 - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

(上記共通事項に基づき、実施した定期監査の結果)

○市長室

- 1 監査年月日 令和2年4月27日（※）
- 2 監査の方法 この監査は、市長室（秘書総務課、広報広聴課、基地対策課、危機管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 財産管理に関する事務
 - (5) 補助金交付に関する事務
 - (6) 備品管理に関する事務
 - (7) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (9) 交際費の経理に関する事務
 - (10) 来庁者への記念品に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○政策部

- 1 監査年月日 令和2年4月27日（※）
- 2 監査の方法 この監査は、政策部（政策総務課、総合政策課、財政課、行政改革推進課、情報政策課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - （1）予算執行に関する事務
 - （2）収入調定に関する事務
 - （3）契約に関する事務
 - （4）基金管理に関する事務
 - （5）備品管理に関する事務
 - （6）非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - （7）非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - （8）市債台帳の整理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

（政策総務課）

収入調定に関する事務において、調定金額を誤り、その修正が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○消防本部・消防署

- 1 監査年月日 令和2年4月27日（※）
- 2 監査の方法 この監査は、消防本部・消防署（消防総務課、警防課、救急救命課、予防課、指令課、消防署）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - （1）予算執行に関する事務
 - （2）収入調定に関する事務
 - （3）契約に関する事務
 - （4）補助金交付に関する事務
 - （5）行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - （6）非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - （7）つり銭・領収印の管理に関する事務
 - （8）消防団員の公務災害補償費・退職報償金支給に関する事務
 - （9）被服等貸与品貸与に関する事務

(10) 危険物に係る手数料徴収に関する事務

- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(予防課)

危険物に係る手数料徴収に関する事務において、納入者を誤っているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○公平委員会事務局

- 1 監査年月日 令和2年5月29日 (※)
- 2 監査の方法 この監査は、公平委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
- (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 契約に関する事務
 - (3) 非常勤特別職職員に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○総務部

- 1 監査年月日 令和2年5月29日 (※)
- 2 監査の方法 この監査は、総務部（総務課、人財課、契約検査課、管財課、公共建築課、収納課、市民税課、資産税課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
- (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (6) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 切手の受払に関する事務
 - (9) 大和市史等有償刊行物の売払に関する事務
 - (10) 資料複写料徴収に関する事務
 - (11) 給料決定に関する事務

- (12) 職員手当等返還に関する事務
- (13) 不用物品の処理に関する事務
- (14) 備品購入に関する事務
- (15) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (16) 普通財産・行政財産の取得・処分に関する事務
- (17) 普通財産の貸付及び管理に関する事務
- (18) 過誤納金還付に関する事務
- (19) 不納欠損処分に関する事務
- (20) 延滞金の計算及び延滞金の減免に関する事務
- (21) 滞納処分に関する事務
- (22) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (23) 普通徴収賦課に関する事務
- (24) 特別徴収賦課に関する事務
- (25) 諸税（法人税、軽自動車税、たばこ税）賦課に関する事務
- (26) 土地賦課に関する事務
- (27) 家屋賦課に関する事務
- (28) 償却資産賦課に関する事務
- (29) 固定資産税の減免に関する事務
- (30) 諸証明等手数料徴収に関する事務
- (31) 公務災害補償に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(管財課)

普通財産の貸付及び管理に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○文化スポーツ部

1 監査年月日 令和2年6月24日

2 監査の方法 この監査は、文化スポーツ部（文化振興課、国際・男女共同参画課、図書・学び交流課、スポーツ課、イベント観光課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 基金管理に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 行政財産の目的外使用許可・貸付許可に関する事務

- (7) 財産管理に関する事務
- (8) 備品管理に関する事務
- (9) 文化財調査報告書販売に関する事務
- (10) 学校施設使用料徴収に関する事務
- (11) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (12) 切手の受払に関する事務
- (13) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (14) 非常勤職員の賃金支払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○市立病院

1 監査年月日 令和2年7月16日

2 監査の方法 この監査は、市立病院において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 契約に関する事務
- (2) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
- (3) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- (4) 切手の受払に関する事務
- (5) 交際費の経理に関する事務
- (6) 診療費用等の徴収に関する事務
- (7) 診療費用等の還付に関する事務
- (8) 人間ドック料金の徴収に関する事務
- (9) 託児料・職員宿舍使用料の徴収に関する事務
- (10) 貯蔵品の管理に関する事務
- (11) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
- (12) 企業債の整理に関する事務
- (13) 職員の被服貸与に関する事務
- (14) 看護師等奨学金貸付・返還免除に関する事務
- (15) 時間外勤務手当・特殊勤務手当支給に関する事務
- (16) 出勤票・休暇届に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(病院総務課)

固定資産の取得・処分、減価償却に関する事務において、消費税に係る会計処理を誤り、有形固定資産の年度末現在高に誤りがあるものがあった。

(医事課)

診療費用等の徴収に関する事務において、医業未収金の金額に誤りがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○選挙管理委員会事務局

1 監査年月日 令和2年9月28日

2 監査の方法 この監査は、選挙管理委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 交際費の経理に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 切手・はがきの受払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○こども部

1 監査年月日 令和2年9月28日

2 監査の方法 この監査は、こども部 [こども総務課、ほいく課 (緑野、草柳保育園含む)、すくすく子育て課、こども・青少年課] において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務

- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 切手・はがきの受払に関する事務
- (12) ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
- (13) 小児医療費助成に関する事務
- (14) 一般不妊治療費助成に関する事務
- (15) 不育症治療費助成に関する事務
- (16) 保育料徴収に関する事務
- (17) 児童手当支給に関する事務
- (18) 児童扶養手当支給に関する事務
- (19) ひとり親家庭等家賃助成に関する事務
- (20) 保育施設助成金・補助金交付に関する事務
- (21) 職員給食費徴収に関する事務
- (22) 放課後児童クラブ入会承認・負担金徴収に関する事務
- (23) 私立幼稚園就園奨励費交付に関する事務
- (24) 給食費用徴収に関する事務
- (25) 特定不妊治療費助成に関する事務
- (26) 出産費用助成に関する事務
- (27) 妊婦健康診査費用助成に関する事務
- (28) 駐車場サービス券の受払に関する事務
- (29) つり銭・領収印の管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(ほいく課)

- 1 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。
- 2 補助金交付に関する事務において、算定を誤り、交付額に不足を生じているものがあった。

(こども・青少年課)

- 1 放課後児童クラブ入会承認・負担金徴収に関する事務において、調定金額に誤りのあるものがあった。
- 2 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務において、次の点が見受けられた。

(1) 消費電力の算定を誤り、使用料に不足を生じているものがあった。

(2) 調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○小学校・中学校

- 1 監査年月日 令和2年10月29日（※）
- 2 監査の方法 この監査は、大和市立小・中学校〔小学校5校（桜丘、深見、柳橋、大和東、引地台）、中学校2校（光丘、引地台）〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - （1）予算執行に関する事務
 - （2）給食費の経理に関する事務
 - （3）備品管理に関する事務
 - （4）切手・はがき・図書カードの受払に関する事務
 - （5）出勤票・休暇届に関する事務
 - （6）施設の維持管理状況
 - （7）補助金等経理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○教育部

- 1 監査年月日 令和2年10月29日
- 2 監査の方法 この監査は、教育部〔教育総務課、学校教育課、保健給食課（北部・中部・南部学校給食共同調理場含む）、指導室、教育研究所、青少年相談室〕において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - （1）予算執行に関する事務
 - （2）収入調定に関する事務
 - （3）契約に関する事務
 - （4）補助金交付に関する事務
 - （5）行政財産の目的外使用許可に関する事務
 - （6）備品管理に関する事務
 - （7）非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - （8）非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - （9）学校施設使用許可に関する事務
 - （10）交際費の経理に関する事務
 - （11）給食費の経理に関する事務
 - （12）医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事務
 - （13）奨学金給付に関する事務
 - （14）就学援助費支給に関する事務

- (15) 特別支援教育就学奨励費支給に関する事務
- (16) 学校交際費支払に関する事務
- (17) 学校給食共同調理場職員の給食費徴収に関する事務
- (18) 切手・図書カードの受払に関する事務
- (19) 駐車場サービス券の受払に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(学校教育課)

特別支援教育就学奨励費支給に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○会計課

1 監査年月日 令和2年11月26日

2 監査の方法 この監査は、会計課において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 証紙受払に関する事務
- (4) 出納員事務引継書に関する事務
- (5) 備品管理に関する事務
- (6) つり銭の管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○健康福祉部

1 監査年月日 令和2年11月26日

2 監査の方法 この監査は、健康福祉部（健康福祉総務課、医療健診課、健康づくり推進課、介護保険課、人生100年推進課、障がい福祉課、生活援護課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務

- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の目的外使用許可・貸付許可に関する事務
- (7) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 切手・はがきの受払に関する事務
- (12) 保健福祉センター使用料徴収に関する事務
- (13) 犬の登録手数料徴収に関する事務
- (14) 墓地埋葬法による葬祭実施に関する事務
- (15) がん患者等ウィッグ購入助成に関する事務
- (16) 重粒子線治療費助成に関する事務
- (17) 介護保険料賦課・減免に関する事務
- (18) 第三者行為の請求に関する事務
- (19) 介護保険サービスに関する事務
- (20) 介護保険高額サービスに関する事務
- (21) 過誤納金還付に関する事務
- (22) 不納欠損処分に関する事務
- (23) 老人措置費支払・負担金徴収に関する事務
- (24) 障害者福祉手当支給に関する事務
- (25) 障害児福祉手当及び特別障害者手当等支給に関する事務
- (26) 重度障害者に対する住宅設備改良助成に関する事務
- (27) 重度障がい者緊急通報システム利用助成に関する事務
- (28) 障害者自動車運転訓練費助成に関する事務
- (29) 身体障害者自動車改造費助成に関する事務
- (30) 福祉タクシー・福祉車両利用助成に関する事務
- (31) 障がい者自動車燃料費助成に関する事務
- (32) 障害者(児)福祉団体への助成に関する事務
- (33) 補装具の自己負担金助成に関する事務
- (34) 心身障害者医療費助成に関する事務
- (35) グループホーム等家賃助成に関する事務
- (36) 通所訓練費支給に関する事務
- (37) 行旅者等援護・法外援護支給に関する事務
- (38) 行旅死亡人所持金の管理に関する事務
- (39) 生活保護費返還金等徴収に関する事務
- (40) 扶助費支給に関する事務
- (41) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (42) 高齢者に対する緊急通報システム利用助成に関する事務
- (43) 成年後見制度に基づく審判請求等費用助成に関する事務
- (44) はいかい高齢者等位置確認支援に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(障がい福祉課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものが

あった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○街づくり計画部

- 1 監査年月日 令和2年12月24日
- 2 監査の方法 この監査は、街づくり計画部（街づくり総務課、建築指導課、街づくり計画課、街づくり推進課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 財産管理に関する事務
 - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
 - (8) 切手の受払に関する事務
 - (9) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (10) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (11) つり銭の管理に関する事務
 - (12) 市営住宅使用料賦課に関する事務
 - (13) 市営住宅敷金の徴収・還付に関する事務
 - (14) 市営住宅駐車場使用料徴収に関する事務
 - (15) 建築確認申請等手数料徴収に関する事務
 - (16) 開発行為許可申請等手数料徴収に関する事務
 - (17) 屋外広告物許可手数料徴収に関する事務
 - (18) 換地清算徴収金の管理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○議会事務局

- 1 監査年月日 令和3年1月29日
- 2 監査の方法 この監査は、議会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、議員選出の鳥淵優監査委員は、議員活動に直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 交際費の経理に関する事務
- (4) 期末手当支給に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 備品管理に関する事務
- (7) 収入調定に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○市民経済部

1 監査年月日 令和3年1月29日

2 監査の方法 この監査は、市民経済部（市民活動課、市民相談課、市民課、保険年金課、生活あんしん課、産業活性課）において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関する事務
- (7) 非常勤職員賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 諸証明等手数料徴収に関する事務
- (12) 手持現金・領収印の管理に関する事務
- (13) 自動車の臨時運行許可手数料徴収に関する事務
- (14) 証紙の管理に関する事務
- (15) 証紙の売りさばきに関する事務
- (16) 通知カード・個人カード再交付手数料徴収に関する事務
- (17) 切手・はがきの受払に関する事務
- (18) 国民健康保険税の賦課及び減免に関する事務
- (19) 高額療養費の支給に関する事務
- (20) 療養費支給に関する事務
- (21) 第三者行為の請求に関する事務
- (22) 不当利得の請求に関する事務

- (23) 出産育児一時金・葬祭費の支給に関する事務
- (24) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付に関する事務
- (25) 後期高齢者医療保険料不納欠損処分に関する事務
- (26) 預託契約に関する事務
- (27) 大和商工会議所貸付金に関する事務
- (28) 利子補給・信用保証料助成に関する事務
- (29) 計量器定期検査手数料徴収に関する事務
- (30) 企業活動振興奨励金交付に関する事務
- (31) 特別定額給付金支給に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(市民課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

(生活あんしん課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○都市施設部

1 監査年月日 令和3年2月24日

2 監査の方法 この監査は、都市施設部（都市施設総務課、道路安全対策課、道路・河川管理課、下水道経営課、下水道施設課、水質管理センター）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (8) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 行政財産の目的外使用許可・貸付に関する事務
- (11) 切手の受払に関する事務

- (12) 収入印紙の受払に関する事務
- (13) 狭あい道路手続に関する事務
- (14) 私道整備助成に関する事務
- (15) 私道の寄附採納に関する事務
- (16) 公有財産取得に関する事務
- (17) 原材料の管理に関する事務
- (18) 道路占用許可に関する事務
- (19) 法定外公共物占用許可に関する事務
- (20) 下水道受益者負担金賦課に関する事務
- (21) 下水道使用料賦課に関する事務
- (22) 水洗便所改造貸付基金の管理に関する事務
- (23) 排水設備工事に関する事務
- (24) 物件設置許可に関する事務
- (25) 指定下水道工事店指定に関する事務
- (26) 河川占用許可に関する事務
- (27) 下水道の占用許可に関する事務
- (28) 自転車駐車場使用料徴収に関する事務
- (29) 放置自転車等移動保管料徴収に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(道路・河川管理課)

道路占用許可に関する事務において、次の点が見受けられた。

- (1) 調定が遅延しているものがあつた。
- (2) 誤って調定がなされているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○監査事務局

1 監査年月日 令和3年3月26日

2 監査の方法 この監査は、監査事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、木原英和監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (3) 備品管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。

○農業委員会事務局

- 1 監査年月日 令和3年3月26日
- 2 監査の方法 この監査は、農業委員会事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 交際費の経理に関する事務
 - (5) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (6) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 備品管理に関する事務
- 3 監査結果 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

○環境農政部

- 1 監査年月日 令和3年3月26日
- 2 監査の方法 この監査は、環境農政部〔環境総務課、生活環境保全課、みどり公園課(公園管理事務所含む)、農政課、環境管理センター施設課、同収集業務課〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 補助金交付に関する事務
 - (5) 行政財産の貸付及び目的外使用許可に関する事務
 - (6) 非常勤職員の賃金・会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (7) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (8) 備品管理に関する事務
 - (9) 緑化奨励金等交付に関する事務
 - (10) 鳥獣飼養許可手数料徴収に関する事務
 - (11) 基金管理に関する事務
 - (12) 切手の受払に関する事務
 - (13) 公園等の管理及び施設使用料徴収に関する事務
 - (14) 農業近代化資金等利子補給に関する事務

- (15) 柳橋ふれあいプラザ使用料徴収に関する事務
- (16) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び減免に関する事務
- (17) 証紙売りさばきに関する事務
- (18) 家庭汚水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (19) 家庭し尿浄化槽放流水くみ取り手数料徴収に関する事務
- (20) 被服貸与に関する事務
- (21) 財産管理に関する事務
- (22) つり銭・領収印の管理に関する事務

3 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(みどり公園課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

※監査年月日に（※）印があるものは、新型コロナウイルス感染症による様々な影響等を考慮し、いわゆる本監査を受検者との対面形式ではなく書面で実施した。

令和2年度定期監査における項目別指摘事項一覧

(1) 収入調定に関する事務 6件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
政策部	政策総務課	収入調定に関する事務	1件	繰越明許費の調定金額を誤り、その修正が遅延していた。
こども部	ほいく課	収入調定に関する事務	1件	交付決定收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。
健康福祉部	障がい福祉課	収入調定に関する事務	1件	当該年度分を年度当初に調定すべきところ、錯誤し、調定が遅延していた。
市民経済部	市民課	収入調定に関する事務	1件	交付決定收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。
市民経済部	生活あんしん課	収入調定に関する事務	1件	交付決定收受時の調定を失念し、調定が遅延していた。
環境農政部	みどり公園課	収入調定に関する事務	1件	当該年度分を年度当初に調定すべきところ、失念し、調定が遅延していた。

(2) 補助金等交付に関する事務 1件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
こども部	ほいく課	補助金交付に関する事務	1件	施設へ誤った基準額を提供したため、交付額に不足を生じていた。

(3) 行政財産の目的外使用許可に関する事務 6件

部局名	所管課名	項目	件数	報告内容
総務部	管財課	普通財産の貸付及び管理に関する事務	1件	当該年度分の事務処理を失念し、調定が遅延していた。
こども部	こども・青少年課	行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務	4件	消費電力の算定を誤り、使用料に不足を生じていた。
こども部	こども・青少年課	行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務	1件	消費税法等改正時の事務処理を失念し、調定が遅延していた。

(4) その他の事務 13件

部局名	所管課名	項目	件数	指摘内容
消防本部・消防署	予防課	危険物に係る手数料徴収に関する事務	4件	申請者代理人を納入者としなければならないところ、錯誤し、納入者を誤っていた。
市立病院	病院総務課	固定資産の取得・処分、減価償却に関する事務	1件	旧税率(8%)で処理しなければならないところ、錯誤し、有形固定資産の年度末残高を誤っていた。
市立病院	医事課	診療費用等の徴収に関する事務	1件	事務処理を失念し、医業未収金の金額を誤っていた。
こども部	こども・青少年課	放課後児童クラブ入会承認・負担金徴収に関する事務	1件	事務処理を誤り、調定金額が誤っていた。
教育部	学校教育課	特別支援教育就学奨励費支給に関する事務	1件	事務処理を失念し、調定が遅延していた。
都市施設部	道路・河川管理課	道路占用許可に関する事務	4件	事務処理を失念し、調定が遅延していた。
都市施設部	道路・河川管理課	道路占用許可に関する事務	1件	事務処理を誤り、誤った調定がなされていた。

第4 財政援助団体等の監査

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第7項の規定による監査
(大和市監査基準に準拠して実施)
- 2 監査対象 団 体 大和市シニアクラブ連合会
所管部局 健康福祉部 人生100年推進課
- 3 監査対象期間 令和2年4月～令和2年11月
- 4 監査年月日 令和2年12月24日
- 5 監査の方法 この監査は、当該団体及び所管部局における次に掲げる事務を対象とし、団体の事業に係る出納その他の事務の執行が適正に行なわれているかを主眼として、抽出により実施した。

団体に関する事務
ア 予算執行に関する事務
イ 収入調定に関する事務
ウ 契約に関する事務
エ 補助金交付に関する事務
オ 給与手当等支給に関する事務
カ 貸金支払に関する事務
キ 時間外勤務手当支給に関する事務
ク 備品管理に関する事務
ケ 出勤票・休暇届に関する事務

所管部局に関する事務
補助金交付に関する事務
- 6 監査結果 団体の事業に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。

